地域の皆さんと一緒に進める観光まちづくりのために、景観や交通に関わる大切な情報をお伝えします。

### 第5回 景観&交通 住民ワークショップを開催しました!-

"人中心のみちづくり"を進めるため、

#### 左岸(線路側)道路の歩車共存のデザイン方針を確認しました!

- ●日時:平成30年7月16日(月・祝)13~15時 ●場所:湯本温泉旅館協同組合 2階会議室
- ●議論のポイント
  - 1. 公共空間の設計・デザインの状況報告

「(有)カネミツヒロシセッケイシツ 金光弘志氏・(株)LEM空間工房 長町志穂氏]

- 2. 景観条例に基づく景観重点地区の指定について [長門市都市建設課 福田理志氏]
- 3. **温泉街の交通計画について** [(株)日本海コンサルタント 片岸将広氏]
  - ・今回は、参加者の皆様と一緒に道路の幅や利活用する場所を現地で確認し、 たくさんの意見を頂きました。

※意見交換の内容は4~5ページにまとめていますので、是非ご覧下さい!



現状報告など



現地確認



意見交換

#### 次回ワークショップ開催のお知らせ

●日時:平成30年11月18日(日)13~15時

●場所:湯本温泉旅館協同組合 2階 会議室

9月開催 社会実験の 結果を報告!

お誘い合わせのうえ是非ご参加ください!!



# 1. 公共空間の設計・デザインについて

公共空間と夜間景観の設計・デザインの状況について報告しました。

























3



2

## 2. エリア交通計画(左岸道路の基本的な考え方)について

左岸(線路側)道路については、地域のみなさまからのご意見をもとに歩行者優先の道路として、 「**通過交通の抑制**」と「**クルマのスピード低減**」を図り、川沿いのそぞろ歩きを楽しめる人中心の道路空間とするため、 車道の幅を狭くする『**狭さく部**』を設ける方向で検討を進めます。



#### ワークショップでの主な意見

右岸の整備を先におこなって、様子を見てから左岸の整備 をおこなってはどうか。

今のタイミングで右岸と左岸を一緒に行うことで、人中心の みちになり、人が増えて、にぎわいが生まれる。

家の前の道が規制されるが、長門湯本の未来のために協力すべきと考えており、右岸と左岸は一緒に進めてほしい。

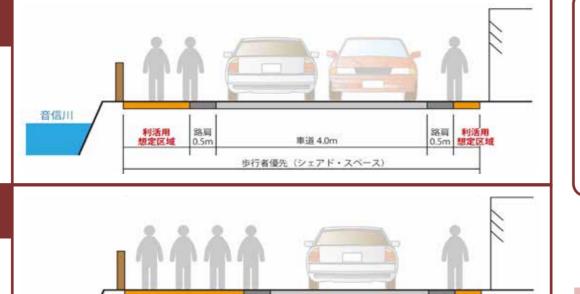
そぞろ歩きを楽しむ人々を増やすためにも、右岸と左岸を 一緒に整備することで、温泉街の回遊性を高めていこうと いう方向性を確認しました。

### 一般部断面図

クルマのすれ違いや荷 さばきを考慮した道路 の構造

## 狭さく部断面図

クルマの通行部分の幅 を狭くすることで、減速 を促す道路の構造



車道 2.5m or 3.0m

歩行者優先 (シェアド・スペース)

#### その他の意見

- 荷さばきのため、4トントラックを停めるスペースがほしい
- デザインされた看板設置や地元の皆さんによる呼びかけなどの 路上駐車対策が必要
- 駐車場がどこかわかるような案内看板が必要
- 国道316号から流入するクルマのスピード抑制が必要



9月の社会実験で歩車共存のデザインを検証します

5

### 3. 景観づくりのための重点地区について

### ルールで「縛る」のではなく、地域の景観を「守る」観点から

#### 現行の制度について

長門湯本温泉では、温泉街の風情や街並みを守り、良好な 景観をつくっていくために、「長門湯本地区景観計画」と 景観づくりの手引きとして「長門湯本温泉景観ガイドライ ン」を策定しました。建築物・工作物の新設、増築、改築 、移転、外観を変更する行為を行う際に届出を行っていた だくことになっています。



#### 景観づくりにおける現状の課題

現在のルールでは、景観計画に定めた「最低限守るルール」を守らなかった場合、市は 設計変更等の「勧告」を行うことになりますが、勧告そのものには強制力がないため、 最終的には施工者(家主)の判断で建築等が可能です。

今すぐに何かが起きる可能性は低いですが、将来的に世代交代や不動産の売買があった 際に、「最低限守るルール」が無視される可能性もゼロではありません。

不測の事態が発生し、地域で解決できない問題が出てきたときに、きちんと対応できる ようなルール整備が必要です。

> 6/17門前・三ノ瀬・湯本地区で説明会を開催しました! ご参加いただきありがとうございました。







門前地区

湯本地区

三ノ瀬地区

### コラム 見た目が変わるけど、届出が不要なとき

工事とは言わないような軽微な作業、日常の管理行為「壊れたから補修する」「応急処 置として修理する」程度であれば、届出は不要です。詳しくは事前にご相談ください。





シカ等の 侵入防止柵



田んぼのアゼの 簡単な補修



生垣・植栽の 設置や伐採

### 行政でできること・めざすこと

### 景観法に基づいた「重点地区」に指定し、

### 条例で「特定届出対象行為」を定めることを検討

住民参加でまとめてきた景観ガイドラインを実効性のあるルールにするために、行政ができ ることとして、「重点地区に指定する」という方法があります。重点地区に指定することで、 行政が設計等の変更を命令するなど、法に基づき、実効性のある対応が可能となります。

- ・なにか問題が発生した時に強制力を持った変更や原状回復等の命令が可能
- ・重点地区に指定するためには地域の合意が不可欠

平成31年4月からの条例施行を検討しています。

重点地区への指定について、これから8月を目処に合意形成を図りながら方針を作って いく予定です。地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

もうひとつ、景観法に基づくしくみで地域の方が決めたルールを守ってもらえる方法があ ります。それが「景観協定」の締結です。景観協定は、住民が自らの手で、地域の景観の 維持・増進を図るために、土地所有者等の全員の合意により自主的な規制を行うことがで きる有意義な制度です。法に定める景観計画等の規制よりも厳しい規制内容とすることや、 規制手法にはなじまない建物の用途などソフトな事項についても定めることが可能です。 この仕組みについては地域の皆様のご意見をききながら検討を考えていきます。

### 景観ガイドラインQ&A~こんなときはどうするの?~

03.なぜ重点地区に指定する必要があ るの?なぜこんな仕組みができたの?

A3.これから万が一に起こる問題に対 応するためです。景観整備が進むと、 ルールを守らない外部資本参入の 恐れがあります。

04.ルールによって地価が下がったり 街がさびれませんか?

A4.街並みに統一感が生まれることで 温泉街としての魅力がアップ、将来、 人気温泉地になったときにエリアの価 値が上がることが期待されます。

#### 05.事前相談は夜間や土日でも対応し てもらえるのでしょうか?

A5.事前にご連絡をいただければ対応 できる場合がありますので、ご相談 ください。電話等でお気軽にご連 絡・ご相談ください。

#### 06.ルールが厳しすぎ。そこまで規制 する必要があるのですか?

A6.ルールについては昨年度1年間か けて協議してきました。将来を見据 えたまちづくりを検討していますの でご理解をお願いいたします。

ご質問・相談は都市建設課(TEL 23-1152)まで!

### これからの流れ

### よろず相談会

ワークショップに参加できなかった方、みんなの前での発言はちょっと苦手 な方・・・今回のよろず相談会では市役所職員が窓口となりお話を聞きます。 この機会にぜひご意見をお聞かせください。

8月1日(水)

8月2日(木)

門前集会所 15 時 00 分~19 時 00 分

三ノ瀬公会堂 15 時 00 分~19 時 00 分

湯本コミュニティセンター

8月3日(金) 75時00分~19時00分

**8月4日(土)** 湯本温泉旅館協同組合 2 階会議室 10 時 00 分~14 時 00 分

いつでも どなたでも どんなことでも ぜひお気軽に!

## 社会実験(9/1~9/30)

河川や道路の空間活用、温泉街の賑わいづ くり、交通のあり方、事業性の検証などを 目的に今年も社会実験を実施します。

9/1~9/30 河川空間活用(川床など)

9/1 ~ 道路空間活用

9/15~9/17 屋台などの出店 (リバーフェスタ)

8月ごろ(予定) 重点地区について 方向性の決定

12月ごろ(予定) 長門市全体の 景観計画(案)の作成

第6回住民ワークショップ 11月18日(日)開催予定 2019年4月ごろ(予定) 長門市景観条例の施行

#### ホームページでもお伝えしています

長門湯本のまちづくりに関わる様々なニュースはインターネットでも公開しています。是非ご覧ください。

湯本みらいプロジェクトHP http://www.yumoto-mirai.jp



#### 皆様からのご意見をお待ちしています!

景観ガイドラインや歩ける温泉街づくり に向けたご意見などを募集しています! 是非こちらまでお聞かせください!

長門市経済観光部 成長戦略推進課 TEL 0837-23-1234 FAX 0837-22-6345